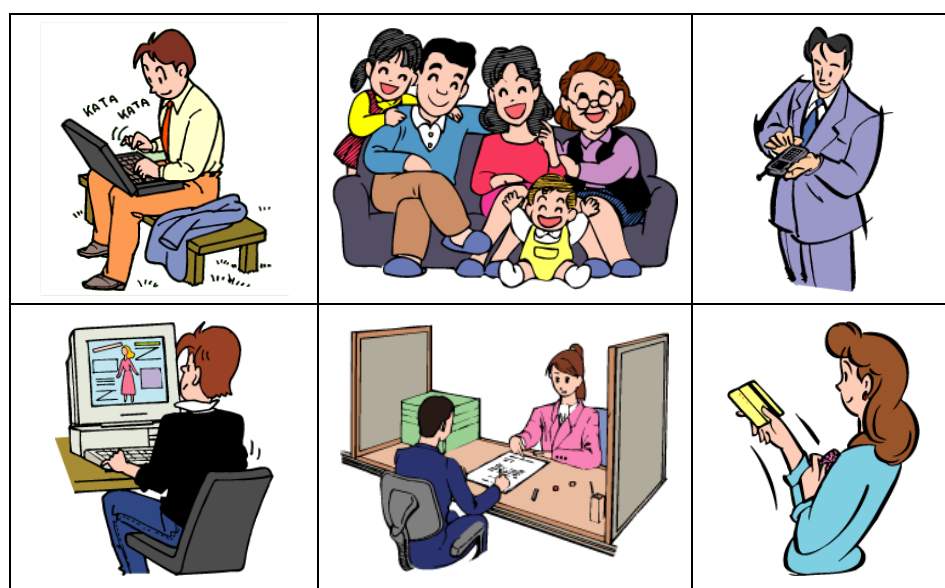


# 八千代市第2次情報化基本計画

(平成23年度～平成27年度)



平成23年3月



## はじめに

今日のICT（情報通信技術）の進展は、私たちの生活や仕事のスタイルを、より便利で快適なものに変化させています。

特に、インターネットや携帯電話をはじめとした情報通信網は、様々な情報をあらゆる場面でつなげることで、いわゆるユビキタス社会（いつでも、どこでも、だれとでも）を現実のものとしています。

本市では、平成17年3月に策定した「八千代市情報化基本計画」において、「ITを活用した効率的な市政運営への転換と市民に信頼される電子自治体の実現」を基本目標として、推進計画（「八千代市情報化基本計画第1期推進計画」（平成17年度～平成19年度）、「八千代市情報化基本計画第2期推進計画」（平成20年度～平成22年度））を策定して情報化を推進してまいりました。

こうした取り組みにより、インターネットを利用した行政情報の提供、さらには施設予約システムで自宅に居ながらサービス提供を享受できるよう対応するなど、行政事務や行政サービスの向上に努めてきたところです。

このたび策定した「八千代市第2次情報化基本計画」では、従前の情報化基本計画の成果を踏まえ、インターネットや携帯電話など身近な情報通信機器の活用を図ることはもちろん、市民へのワンストップサービスの提供など、より多様化する市民ニーズに対応する中で、「八千代市第4次総合計画」の着実な推進においても重要な役割を担うものであると考えております。

今後、この計画に基づいて地域の情報化と行政の情報化を図るなど、市民に信頼される電子自治体実現に向けた取り組みを進めてまいりますので、引き続き、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成23年3月

八千代市長 **豊田 俊郎**

# 目 次

## 第 1 部 計画策定の趣旨と構成

第 1 章 計画策定の趣旨	-----	1
第 2 章 計画の位置づけ	-----	1
第 3 章 計画の期間と構成	-----	1

## 第 2 部 基本目標と実現に向けた施策

第 1 章 基本目標	-----	3
第 2 章 実現に向けた施策の体系	-----	3
1 便利で質の高い行政サービスの実現	-----	4
(1) 基本的な考え方	-----	4
(2) 取組み内容	-----	4
① ホームページの充実	-----	4
ア 提供する行政情報の充実	-----	4
イ だれでも容易に利用できる環境の整備	-----	4
② ワンストップサービスの整備	-----	4
ア 総合窓口の整備	-----	5
③ 行政サービスの電子化	-----	5
ア 公共施設予約案内システムの充実	-----	5
イ 電子申請届出システムの充実	-----	5
ウ 電子入札制度の充実	-----	5
④ 各種メディアの利活用	-----	5
ア 情報端末を利用したメール配信	-----	5
2 市民と行政のコミュニケーションの推進	-----	6
(1) 基本的な考え方	-----	6
(2) 取組み内容	-----	6
① 情報交換・交流の推進	-----	6
ア 地域ポータルサイトの整備	-----	6
② 市民参加の推進	-----	6
ア インターネットによるモニター制度の整備	-----	6
イ インターネットによる市議会放送の実施	-----	6
3 市政運営の効率化と高度化の推進	-----	7
(1) 基本的な考え方	-----	7
(2) 取組み内容	-----	7
① 情報システムの整備充実	-----	7
ア 総合文書管理システムの整備	-----	7

イ	統合型地理情報システム（GIS）の整備	7
ウ	電子決済システムの整備	7
エ	防災・消防分野の情報化	7
オ	個別事務の情報化	8
②	システム調達と運用の適正化	8
ア	システムの共同開発・運用	8
イ	アウトソーシングとASP運用等	8
③	基幹情報システムの再構築	8
ア	汎用機システムのオープンシステム化	8
イ	汎用パッケージソフトウェアの有効活用	8
ウ	住民情報の標準化・一元管理	8
エ	システム間連携機能の導入	9
オ	ネットワークの統合	9
カ	端末等の共用化	9
④	情報通信基盤の整備	9
ア	庁内情報通信基盤の整備充実	9
イ	地域情報通信基盤の整備	9
ウ	広域ネットワークの活用	9
4	計画を推進するために	11
(1)	基本的な考え方	11
(2)	取組み内容	11
①	個人情報保護・情報セキュリティの充実	11
ア	個人情報保護の徹底	11
イ	システムの適正・安全な運用	11
②	職員の情報リテラシーの向上	12
③	推進体制の整備	12
<b>資料編</b>		13
	計画策定の背景	14
	八千代市電子自治体推進本部設置要領	21
	八千代市情報化推進協議会設置要綱	24
	市民満足度調査結果（抜粋）	26
	用語解説	31

計画書の中で、※の付いている用語には、31ページ以降に解説があります。

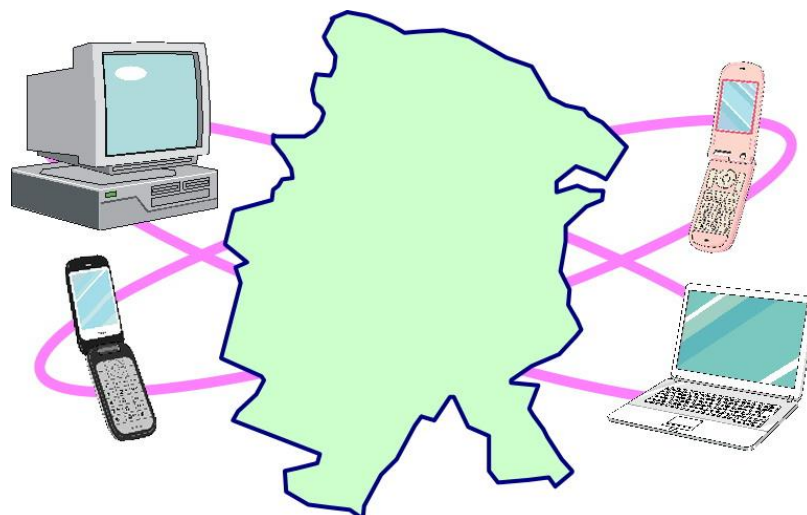
## 第1部 計画策定の趣旨と構成

### 第1章 計画策定の趣旨

厳しい財政環境の中で市民に質の高い行政サービスを提供していくためには、市が実施している業務全般を効率化していかなければなりません。そのため、業務を効率化するためのツールとして情報通信技術（ICT\*）の効果的な活用を進めます。

また、インターネットや携帯電話等が私たちの毎日の生活の中に広く普及した今日、このような情報媒体を活用して、市民にきめ細かな情報やサービスを提供することによって、市政の一層の透明性を高めてコミュニケーションを深めることができれば、市民の市政に対する信頼が高まり、市民参加による市政運営を更に前進させることができると考えます。

そのため、「ICTを活用した業務の効率化と市民参加による市政運営の推進」を本計画策定の趣旨とします。



### 第2章 計画の位置づけ

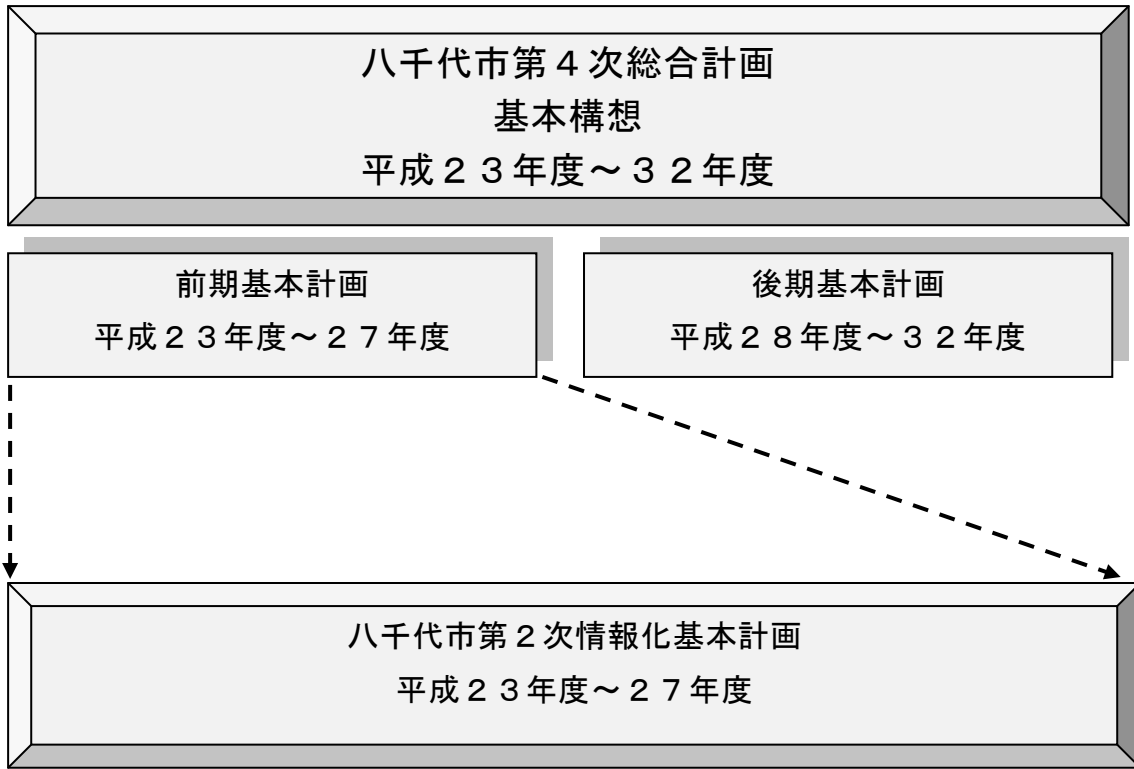
本計画は、八千代市第4次総合計画を上位計画とし、前期基本計画に掲げた施策を着実に実施することを目的として、情報通信技術を効果的に活用した総合的な情報化施策を推進するための指針とします。

### 第3章 計画の期間と構成

本計画は、平成23年度から27年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、近年、情報通信技術が急速に進展していることから、その技術を迅速・的確に行政運営に活用するため、適宜、計画の見直しを行うこととします。

また、この第2次情報化基本計画を着実に推進するため、情報化推進計画を策定し、本計画に位置づけた「主な取組み」について、その取組みの実施年度及び具体的な内容について定めます。



推 進 計 画				
平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
←	←	←	←	←

※推進計画の計画期間は3年間とし、ローリング方式により毎年度見直しを行うものとします。

## 第2部 基本目標と実現に向けた施策

### 第1章 基本目標

住民の立場に立った市民サービスの更なる向上や行政運営の簡素化・効率化を進めるとともに、個人情報の保護と適正な管理を図りつつ、情報社会に対応できる総合的な情報化施策を推進することにより、市民に信頼される電子自治体の実現に努めます。このようなことから、本計画の基本目標を次のとおりとします。

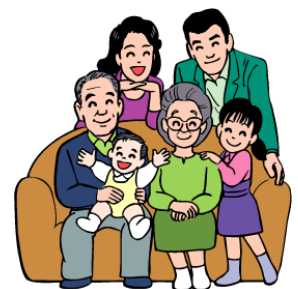
I C Tを活用した効率的な市政運営への転換と  
市民に信頼される電子自治体の実現

### 第2章 実現に向けた施策の体系

基本目標の実現を目指した3つの柱を設定し、計画を推進します。

- 1 便利で質の高い行政サービスの実現
- 2 市民と行政のコミュニケーションの推進
- 3 市政運営の効率化と高度化の推進

電子自治体の構築は、I C T※（情報通信技術）の便益を最大限に活用することにより、市政運営の固定的なコストを削減しながら市民に質の高い行政サービスを提供し「市政に対する満足度を高める」とともに、市民と市の情報共有・交流の強化を図ることで、つながりと信頼を深め、「市民に信頼される電子自治体を実現する」ことを目的としています。



また、基本目標の実現を目指した3つの柱に加え、施策を補完する「計画を推進するために」を設定します。

# 1 便利で質の高い行政サービスの実現

## (1) 基本的な考え方

電子自治体の行政サービス面での最大のメリットは、市民がインターネットで市役所の開庁時間に関係なく、自宅のパソコン等からいつでも各種の行政情報の入手をしたり、各種申請・届出等の行政手続きができるとともに、窓口サービスの待ち時間を短縮できることです。

そのため、市民がネットワークを通じて24時間365日、いつでも、どこからでも、市役所にアクセスすることができる「行政サービスのノンストップ化」と、総合窓口を設けて、一度の手間で関連する多くの手続きができる「ワンストップサービス※」の実現を目指す等、「ICT※を活用した便利で質の高いスピーディーな行政サービス」を展開できるシステムづくりを進めます。

また、市のホームページを充実して、市民へのきめ細かな情報提供と情報交換ができる環境整備を進めます。

## (2) 取組み内容

### ① ホームページの充実

インターネットが広く普及し、情報の提供手段としてのホームページの役割は益々重要性を増しています。今後は、これまで以上の積極的な情報提供や行政運営の透明性を高めるため、内容の充実等に取り組む、だれも見やすく、使いやすい市のポータルサイト※としてのホームページの充実に努めます。



#### ア 提供する行政情報の充実

インターネットの利点を生かし、ホームページを市政情報発信の場として活用を高めるとともに、わかりやすい情報提供と、より一層内容を充実することにより、市民の利便性や行政運営の透明性の向上を図ります。また、携帯電話用ホームページを整備します。



#### イ だれでも容易に利用できる環境の整備

外国人の中には、日本語のホームページを十分に利用できない方がいることに配慮し、だれが必要とする情報を手に入れられるよう配慮したホームページづくりに努めます。

### ② ワンストップサービスの整備

市民からのさまざまな申請、届出や証明書交付等の手続きを一つの窓口で行う総合窓口化を目指します。



## ア 総合窓口の整備

市役所の窓口は、手続きを処理する業務単位ごとに複数存在しており、一つのライフイベント（結婚、出産、引っ越し、死亡等）に伴う手続きを完了させるためには、市民は複数の窓口を足る必要があり、このような状況に対応するため、住民基本台帳、市税、国民健康保険、保健福祉等の業務システムを再構築し、様々な手続きを効率的に取り扱うことができる総合窓口の整備を目指します。



## ③ 行政サービスの電子化

### ア 公共施設予約案内システムの充実

平成17年度から、自宅のパソコン等で、公共施設の空き状況の確認や予約ができる公共施設予約案内システムを導入しています。今後は、対象施設をこれまでのスポーツ施設のほか文化施設も加え拡大するほか、携帯電話からの利用も可能となるシステムを導入します。



### イ 電子申請届出システムの充実

平成20年度から、市役所への様々な申請・届出等の手続について、インターネットを利用して、いつでも、どこでも、各種の申請・届出等の手続きができる電子申請届出システムを導入しています。今後は、これまでのパソコンからの申請だけでなく、携帯電話からの利用もできるシステムを導入します。また、申請できる届出数を順次増加し内容を充実します。



### ウ 電子入札制度の充実

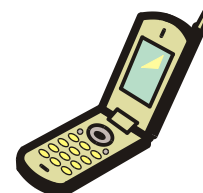
公共工事や業務委託等の調達手続きと、関連する一連の事務の電子化を推進するため、電子調達システムを導入しています。今後は、新システムの導入により更に機能を充実し、調達の透明性と競争性を向上させ、調達コストの低廉化と事務の効率化を図ります。

## ④ 各種メディアの利活用

今後、最も普及している情報通信メディアである携帯電話を活用した、市政情報の提供等を実施します。

### ア 情報端末を利用したメール配信

災害時における気象や災害情報等、市民の安全性確保のため、的確かつ迅速な情報伝達手段として、携帯電話によるメール配信等について、調査・検討します。



## 2 市民と行政のコミュニケーションの推進

### (1) 基本的な考え方

市民参加による市政運営を進めるためには、情報の積極的な提供による市政の透明性の向上を図るとともに、市民と市役所の双方向のコミュニケーションを推進させ、パートナーシップを形成することが前提となります。

このため、インターネットの特性を生かして、市のホームページを「市民と市役所のコミュニケーション広場」として位置づけ、その活用と充実を図ります。

更に、情報ネットワークを利用して、自治会を核として進めている地域コミュニティを発展させ、市民参加による市政運営を進めるとともに、市民団体やNPO等との相互交流等の新たな形の地域コミュニティを推進します。

また、市民がお互いに日常生活等についての情報交換・情報交流等を行い、コミュニケーションとふれあいを深めるためのシステムづくりを進めます。

### (2) 取組み内容

#### ① 情報交換・交流の推進

##### ア 地域ポータルサイトの整備

ホームページに地域ポータルサイト\*を設けて、市域の自然環境や交通問題等、毎日の生活にかかわる市民同士の情報交換・意見交換や商店街情報・農産物情報、リサイクル情報、地区のイベント情報等の受発信を行い、市民相互のコミュニケーションを深めます。



#### ② 市民参加の推進

##### ア インターネットによるモニター制度の整備

各種施策に市民の意見・要望を反映させるため、インターネットを活用したモニター制度等について検討します。

##### イ インターネットによる市議会放送の実施

多くの市民に市議会の活動情報を提供するために、インターネットで市議会の会議内容を放送します。



### 3 市政運営の効率化と高度化の推進

#### (1) 基本的な考え方

第4次総合計画前期基本計画に掲げた施策を着実に推進するためには、市政運営上の固定的なコストを削減し、削減効果（人・時間・財源）を施策推進のための資源として活用していきます。

このため、パソコン等の情報機器や情報システムを、業務効率化のツールとして活用するとともに、市内LAN※（グループウェア※）を活用した情報の共有化を図る等、ICT※を活用した効率的で質の高い市政運営への転換を進めます。

また、ICT効果の最大化を目指して現行の基幹情報システムの再構築を進めるとともに、業務実施プロセスの総合的な見直しを行います。

#### (2) 取組み内容

##### ① 情報システムの整備充実

###### ア 総合文書管理システムの整備

文書事務の全体的な見直しを行い、文書情報を電子的に作成・保管・管理する総合文書管理システムを整備し、行政事務の簡素・効率化を図ります。



###### イ 統合型地理情報システム（GIS）の整備

地図情報の共有化を進め、事務処理の効率化と意思決定・政策形成を迅速化するとともに、市民・事業者に対してわかりやすい情報提供を行うため、統合型地理情報システム（GIS）※を整備します。

###### ウ 電子決済システムの整備

国の動向や他の自治体と歩調を合わせ、歳入・歳出の電子化について調査・検討を進めます。

###### エ 防災・消防分野の情報化

防災の分野では、被害発生状況や避難所情報等の災害対策に不可欠な情報の収集、分析、伝達等の面で、情報通信技術を活用した災害対策を支援する仕組みづくりを検討します。



消防の分野では、現行の発信地表示システムの簡素化と経費削減を目的に、位置情報通知システム（統合型）の導入を図ります。

また、アナログ方式の消防救急無線を千葉県と県内すべての消防本部が共同で県域一体としたデジタル方式の消防救急無線を整備し、広範囲に対応できる安定した無線通信の運用を目指します。



## オ 個別事務の情報化

事務事業の中には、情報化を一層推進すべき分野が数多く残されているため、情報化による事務の効率化及び高度化という視点に立って見直しを行い、併せて行政サービスの向上に繋がるシステムの整備に努めます。



## ② システム調達と運用の適正化

### ア システムの共同開発・運用

電子申請・電子調達システム等電子自治体を構築する上で重要なシステムについては、開発・運用経費を削減するため、千葉県と県内市町村で共同導入し運用しています。今後、広域的な行政サービスと経費の削減を主眼として、近隣自治体・企業・NPO等と共同したシステムの開発と運用を進めます。

### イ アウトソーシングとASP運用等

現在も多くのシステムの開発や運用・保守等の業務を外部に委託していますが、今後も外部への業務委託方式を継続します。また、費用対効果を勘案しながら、情報通信設備や施設等の運営を含めたASP\*方式やSaaS\*方式による業務委託を進めます。

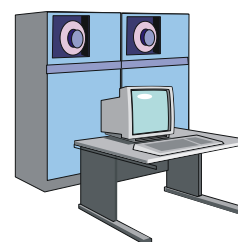
なお、新技術であるクラウドコンピューティング\*については、その費用対効果やセキュリティ等多方面から検討していきます。



## ③ 基幹情報システムの再構築

### ア 汎用機システムのオープンシステム化

現在、汎用機\*によるシステムを稼働していますが、操作性、メンテナンス性、拡張性、コスト面で優位であり、競争環境の下で調達が行いやすくなるオープンシステム\*への移行を検討します。また、業務実施プロセスについて総合的に検討します。



### イ 汎用パッケージソフトウェアの有効活用

基幹情報システム\*の再構築にあたっては、導入から保守段階まで安価な価格体系であり、また、品質の高い保守が長期にわたって提供される汎用パッケージソフトウェアを極力カスタマイズしない形で活用していきます。

### ウ 住民情報の標準化・一元管理

基幹情報システムにおけるシステム間・サブシステム間で行われている複雑な相互連携を改善するために、住民情報の管理を一元化します。

## エ システム間連携機能の導入

住民サービスの効率性、正確性を向上するために、システム間の連携を自動で行う仕組み（システム間連携機能）を構築します。

## オ ネットワークの統合

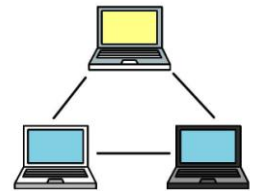
現在の複数の回線でつながっているネットワーク構成については、維持管理費の削減や業務の効率化を図るため、統合に向け見直しを行います。

## カ 端末等の共用化

分散しているシステムについては、共用化することにより、端末台数を削減し、維持管理経費の削減や業務の効率化を推進します。

## ④ 情報通信基盤の整備

業務の効率化と市民の利便性の向上を図るためのツールとして、パソコン等の情報機器や情報システムを整備します。また、国・県の情報化推進方針に基づく基盤整備については、費用対効果を検証し、ICT環境の充実に努めます。



### ア 庁内情報通信基盤の整備充実

庁内情報通信基盤については、庁内LAN\*を利用したシステムの機能向上と、各種行政事務の効率化・高度化を目指した新たなシステムの導入及び通信回線の高速化やネットワーク機器等の高度化を推進します。

また、行政事務の効率化を図るため、事務系職員へのパソコン一人1台体制を整備します。

### イ 地域情報通信基盤の整備

市域における情報端末を活用する行政サービスは、いつでも、どこでも、簡単に利用できるようにするため、コンビニエンスストアのマルチコピー機や携帯電話等の技術動向を勘案しながら情報通信基盤の整備に努めます。

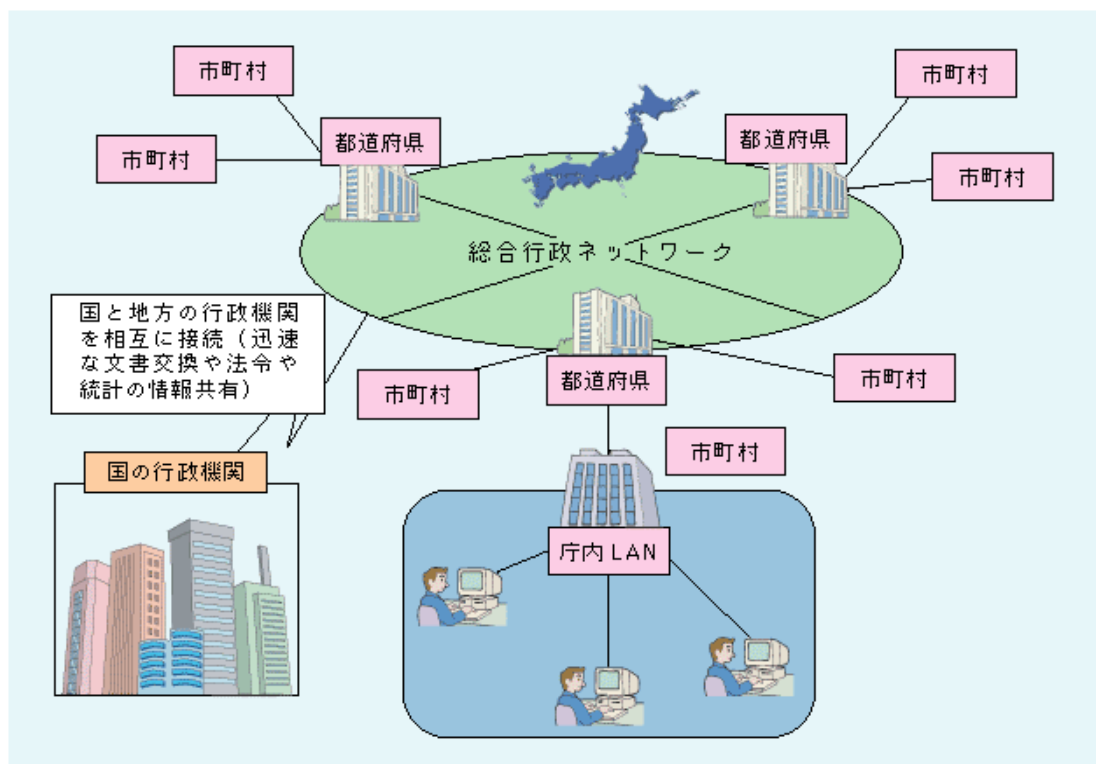


### ウ 広域ネットワークの活用

#### ○ 総合行政ネットワーク（L GWAN）の活用

安全性の高いネットワークである総合行政ネットワーク（L GWAN\*）は、国・県・他の市町村との文書の収受だけでなく、業務システムによるデータの収受等、幅広い情報伝達に活用していきます。また、十分に快適な通信を行うために、回線帯域の拡大を図ります。

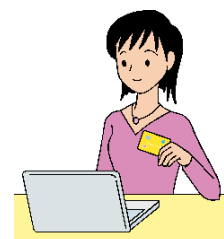
## 総合行政ネットワーク（LGWAN）のイメージ



(出典：情報通信白書)

### ○ 電子認証基盤の活用

各種情報システムの構築・運用にあたっては、組織認証基盤及び公的個人認証サービス\*の活用を検討します。





## 4 計画を推進するために

### (1) 基本的な考え方

本計画の基本目標である「ICT<sup>\*</sup>を活用した効率的な市政運営への転換と市民に信頼される電子自治体の実現」を達成するため、計画に掲げた各種の情報化施策を着実に推進し、ICTに関わる人材の育成や情報セキュリティの強化を推進します。

### (2) 取組み内容

#### ① 個人情報保護・情報セキュリティの充実

急速に進展する情報化は、効率性や利便性を飛躍的に向上させる反面、情報漏えい等の危険性も併せ持っています。市が保有する個人情報等の情報資産を保護し、情報システムを安全に運用管理するため、情報セキュリティ対策<sup>\*</sup>のPDCAサイクルを確立し、八千代市情報セキュリティポリシー<sup>\*</sup>に則したシステムの運用管理を徹底します。また、職員への周知や情報セキュリティ研修を継続的に実施します。



#### ア 個人情報保護の徹底

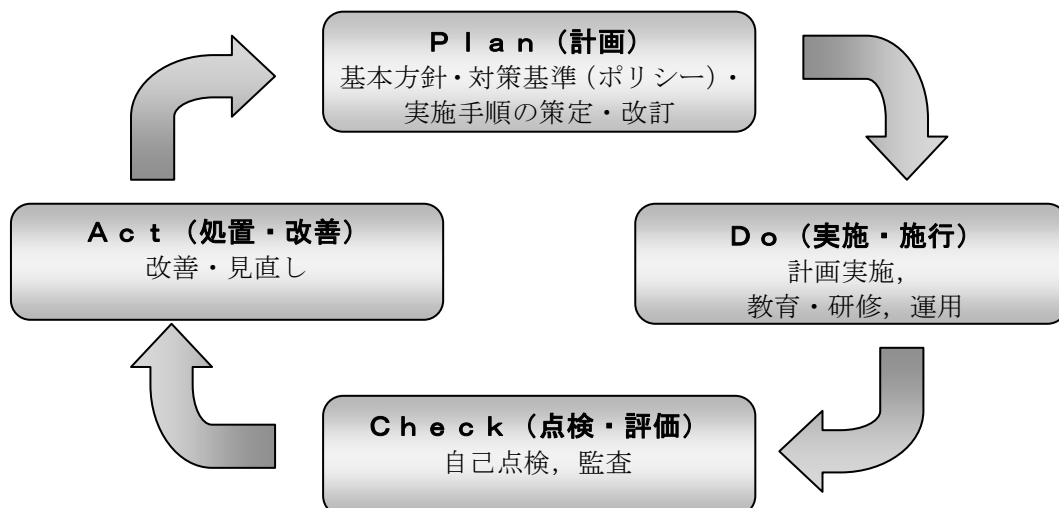
個人情報保護は、個人情報の漏洩等が社会的な問題となっていることから、情報システムの信頼性向上対策の充実と運用管理基準の遵守に努めます。

#### イ システムの適正・安全な運用

##### ○ 情報セキュリティ対策の充実

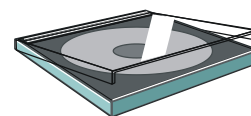
情報セキュリティ対策は、八千代市情報セキュリティポリシーに基づいて、充実を図ります。

#### 情報セキュリティ対策のPDCAサイクル



## ○ 知的所有権の適正な利用と管理

知的所有権は、情報化の進展に伴い、パッケージソフトや民間事業者が所有するプログラム著作物等の利用が増加するため、著作物の帰属関係を明確化し、利用許諾条件に沿った適正な利用と管理を行います。



## ② 職員の情報リテラシーの向上

各種情報化施策を着実に推進するため、職員の情報リテラシー<sup>\*</sup>の情報化研修を実施するとともに、業務での活用について支援する等、職員の情報リテラシーの向上に努めます。

また、ICT<sup>\*</sup>を活用した業務の効率化を進めるため、部局ごとに複数の職員を情報化リーダーとして育成します。



## ③ 推進体制の整備

電子自治体構築の主眼である「市政運営の効率化と行政サービスの質的な向上」に向けて、情報化施策を効果的に推進するためには、「八千代市電子自治体推進本部」を中心に、組織横断の全庁体制で取組みます。更に、市民のニーズ等を計画や施策に反映させるため、適宜、情報化推進協議会を開催して意見・提言をいただくとともに、情報化に関する市民意向調査やパブリックコメント<sup>\*</sup>を実施します。

また、現在、職場の情報化の推進役として各課（室）にeリーダーを配置しています。更に各業務システムの管理者である部局の課長（室長）に、所管するシステムの運用管理を徹底させ、「運用効果の最大化」の視点に立ったシステム評価を要請する等、効果的なシステムの運用に努めます。



## 資料編

計画策定の背景

八千代市電子自治体推進本部設置要領

八千代市情報化推進協議会設置要綱

市民満足度調査結果（抜粋）

用語解説

# 計画策定の背景

## 1 社会的背景

### (1) 社会・経済環境の変化

少子・高齢社会の進展や市民の生活習慣の多様化等，市民生活を取り巻く環境は，大きく変化しています。

一方，地方自治体の財政状況は，長引く景気低迷に伴い税収が減少傾向にある中，厳しいものとなっています。そのような中で，保健，医療，福祉，防災等のあらゆる公共サービスの分野で，質の高い市民サービスの提供が求められています。

### (2) ICT技術の進展とインフラの普及

情報通信技術の発達によって，産業構造や社会構造の変革が急速に進んでいます。高速・大容量のブロードバンド\*回線の普及とサービスの低廉化，多様なソフトウェアの開発が進み，インターネットビジネスの産業活動に占める割合が大幅に増大する等，大きな変革が，急速かつ着実に進展しています。

また，私たちの生活の中でもIT\*あるいはICT\*という言葉が日常的に使われ，パソコンや携帯電話等の情報端末が家庭生活の中に幅広く普及し，これまでの生活様式が大きく変貌しました。

総務省の平成22年度情報通信白書によると，平成21年末のわが国のインターネットの利用者は約9,408万人で，人口に対するインターネットの普及率は78%と推計され，更に携帯電話でのインターネット利用率は，6歳以上の人で60.5%，中でも10代から40代の利用率は高く（13～19歳79.5%，20代90.5%，30代87.1%，40代84.5%），インターネットが私たちの日常生活を支える重要なツールになっています。

本市においても，平成22年6月に実施した市民満足度調査では，回答者の73.3%が「インターネットに接続しているパソコンを所有している」と回答しており，更に回線についても，80.1%が光ファイバー，CATV\*等といった高速回線を利用しており，多くの市民が情報媒体としてインターネットを広く活用しているとの調査結果が示されています。

また，希望する市政情報サービスとしては，①各種の申請・申告・届出(44.0%) ②防災等の緊急情報(42.8%) ③行政サービスの案内やイベント情報(42.0%) ④公共施設の空き状況の確認や施設予約サービス(24.8%) ⑤住民基本台帳カード\*の活用(23.2%) 等が高い割合となっています。

このようなICT\*社会の現状と今後の動向を的確に見据えながら、情報化の利点を最大限に活用した「市民サービスの質的な向上と業務の効率化」を進めていくことが、今後の市政運営の重要な課題となっています。

## 2 国・県の動向

国は、平成13年1月に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）を立ち上げ、官民の総力を挙げてIT\*革命への本格的な取組みを開始しました。「e-Japan戦略\*」を策定し、ブロードバンド等のIT基盤の整備等を推進したほか、「e-Japan戦略II\*」において、医療、行政サービス等の7分野でITの利活用に向けた先導的な取組みの推進、平成18年1月には、新たなIT国家戦略として「IT新改革戦略\*—いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現—」を定めて推進しています。

一方で、地方分権改革の加速、地方自治体の厳しい財政状況、地域における社会的問題の増大等、地方自治体を取り巻く環境の変化は大きく、電子自治体の取組みにおいてもこれら問題の対応が求められています。これらを踏まえ、総務省では、平成19年3月に「新電子自治体推進指針\*」として、各地方公共団体が平成22年度までに便利・効率・活力を実感できる電子自治体関連政策を推進する際の参考とした指針を策定しています。

平成21年7月、IT戦略本部は、デジタル技術による新たな行財政改革を目指した「i-Japan戦略2015」を発表しました。これには、諸外国に比べデジタル技術の利活用の遅れが目立つ状況から、取組みを加速化させる重点分野として「電子政府・電子自治体」「医療」「教育・人財」の3分野を重点に、各府庁が連携して推進することとされています。この中では、人間中心のデジタル技術が受け入れられるデジタル社会を目指すこと等が提言されています。今後は、i-Japan戦略2015の政策も取り込みながら、更なる電子政府・電子自治体の推進が期待されています。



## i-Japan戦略2015【概要】

### 1 2015年の我が国の将来ビジョン

- (1) デジタル技術が「空気」や「水」のように受け入れられ、経済社会全体を包摂し（Digital Inclusion）、暮らしの豊かさや、人と人とのつながりを実感できる社会を実現
- (2) デジタル技術・情報により経済社会全体を改革して新しい活力を生み出し（Digital Innovation）、個人・社会経済が活力を持って、新たな価値の創造・革新に自発的に取り組める社会等を実現

### 2 将来ビジョンを実現するための視点

- (1) 人間中心のデジタル技術が水や空気のように使いやすく、普遍的に国民に受け容れられるデジタル社会を実現する戦略を立案
- (2) 4つの新たな視点に立ったデジタル戦略
  - ①使いやすいデジタル技術
  - ②デジタル技術の活用に立ちはだかる壁の突破
  - ③デジタル技術の利用にあたっての安心の確保
  - ④デジタル技術・情報の経済社会への浸透を通じた新しい日本の創造

### 3 戦略の柱

- ①三大重点分野「電子政府・電子自治体」「医療」「教育・人財」
- ②産業・地域の活性化及び新産業の育成
- ③デジタル基盤の整備

更に、平成22年5月、IT戦略本部は「新たな情報通信技術戦略」を発表しました。

ここでは、国民主権の社会を確立するため、「国民本位の電子行政の実現」「地域の絆の再生」「新市場の創出と国際展開」を3つの柱として、行政サービスのワンストップ化等、利用者の視点に立った情報化の推進等が示されています。

## 新たな情報通信技術戦略【概要】

### 1 国民本位の電子行政の実現

- (1) 情報通信技術を活用した行政刷新と見える化
- (2) オープンガバメント\*等の確立

### 2 地域の絆の再生

- (1) 医療分野の取組
- (2) 高齢者等に対する取組
- (3) 教育分野の取組
- (4) 地域主権と地域の安心安全の確立に向けた取組

### 3 新市場の創出と国際展開

- (1) 環境技術と情報通信技術の融合による低炭素社会の実現
- (2) 我が国が強みを持つ情報通信技術関連の研究開発等の推進
- (3) 若い世代の能力を活かした新事業の創出・展開
- (4) クラウドコンピューティング\*サービスの競争力確保等
- (5) オールジャパンの体制整備による国際標準の獲得・展開及び輸出・投資の促進

なお、総務省が提唱している、新技術であるクラウドコンピューティングを活用して、地方公共団体間の情報システムの統合化・集約化を図り、情報システムの構築・運用等の効率化・低コスト化を図る取組みである「自治体クラウド構想」についても注目されています。

千葉県においては、平成16年5月に、県と県内市町村が共同して、電子自治体のサービスを県民が幅広く受けられる共同利用システムを構築するため「ちば電子自治体共同運営協議会」を発足させ、情報ネットワークによる電子申請・届出システム等の各種行政サービスの運用を行っています。

また、平成22年3月に千葉県総合計画「輝け！ちば元気プラン」のアクションプランとして、「ちばIT利活用戦略」が策定され、千葉県の情報化政策の基本的方針が示されました。



## ちば I T 利活用戦略（2010～2012）【概要】

- 1 総合計画「輝け！ちば元気プラン」の目標実現のための I T 利活用
  - (1) 安全で豊かなくらしの実現
  - (2) 千葉の未来を担う子どもの育成
  - (3) 経済の活性化と交流基盤の整備
- 2 I T の利活用を推進するための組織能力の向上
- 3 利便性が高く効率的な電子自治体の推進
- 4 情報セキュリティ対策等の充実

### 3 本市の情報化の現状と課題

#### (1) これまでの取組み

本市は、昭和61年度に大型コンピュータを導入して、業務処理を「委託処理方式から内部処理方式」に移行させ、総合行政情報システムの構築を目標として、住民情報オンラインシステムを始め、市民税・固定資産税等の税業務、国民健康保険業務等の業務のシステム化を計画的に進めて、現在では、48業務のシステムを運用しています。

また、これと平行して、「新たな情報システムとネットワークの形成」を、平成5年度を初年度とする第2次総合計画後期基本計画のリーディングプロジェクトに位置づけて、大型コンピュータによる集中業務処理の課題を克服するために、急速に高性能化したパソコンの業務処理への活用を進めたほか、平成8年度にはクライアント・サーバ\*方式による財務会計システムの運用を開始し、図書館情報システム、保健福祉総合情報システム等の個別システムを順次稼動・運用する等、業務の効率化と市民サービスの迅速化に努めてきました。

また、平成14年度には庁内LAN\*を敷設し、職員間の情報共有を目的としたグループウェア\*の導入とインターネットの利用環境を整備しました。

メディアを活用した市民への情報提供を中心とした地域情報化の面では、平成6年4月に開局した株式会社ケーブルネットワークやちよ（現・株式会社ジェイコム千葉八千代局）に出資するとともに、郵政省（現・総務省）のテレトピア構想モデル都市の指定を受けて、段階的にサービス提供エリアを拡大させるとともに、映像による市政情報の提供や市議会の放映、各種団体の主催する事業・イベントの紹介等を行ってきました。

更に、この間「市民に開かれた市政」を目指して、平成9年度に市のホームページを開設するとともに、市民の意見・要望等のメール受信環境を整えました。

また、平成17年度に公共施設予約案内システムを導入したほか、平成19年度には県と県内市町村から構成される「ちば電子自治体共同運営協議会」で共同運用している電子調達

システムに加入，平成20年度には同協議会の電子申請・届出システムに加入しています。

情報化の推進体制面では，有識者・各種団体・市民代表で組織する情報化推進協議会から，電子自治体の構築に向けた提言や，市民としての立場から情報化推進に関する様々な意見をいただくとともに，庁内の推進体制を強化するために，平成16年7月に既存の情報化推進委員会を発展的に解消して，新たに副市長を本部長とし特別職及び部局長で組織する「電子自治体推進本部」を設置して，電子自治体の構築に向けた施策を総合的に検討・推進するための体制を整えました。

## (2) 今後の課題

本市はこれまで，各種の情報システムを導入して，事務処理の効率化と市民サービスの迅速化・情報提供を柱とした情報化施策を進めてきました。しかし近年，情報通信技術が急速に発達する中で，インターネットや携帯電話等の情報媒体が市民生活の中で広く活用されている現状を踏まえ，このような通信技術を市政運営や市民の利便性を向上させるためのツールとして効果的に活用すれば，行財政改革を前進させるとともに，行政の透明性を大きく向上させることができます。また，地方分権が進展する中で求められる市民ニーズへのきめ細かな対応や行政サービスの一層の迅速化と質的な向上を図ることができるとともに，市と市民・市民相互のコミュニケーションを深めることができると考えます。

そのため，「電子自治体の構築」を目指した本市の情報化への取組みの課題を，次のとおり整理しました。

- ① 第1の課題は，各種の申請・届出等の行政手続や公共施設の利用予約等を，市役所に出向かなくても自宅等のパソコンからアクセスできる「ノンストップサービス※」や，1つの窓口で関係するすべての手続ができる「ワンストップサービス※」を実施するためのシステムづくりです。

平成15年2月に「行政手続オンライン化法」が施行され，これと平行して，総合行政ネットワーク※や，住民基本台帳のデータを活用した個人認証基盤や電子文書の真正性を確認できる組織認証基盤が整備され，様々な行政手続をオンラインで行うことが可能になりました。

このような中で，本市では平成17年度に公共施設予約案内システム，平成19年度に電子調達システム，平成20年度に電子申請・届出システムを導入し，運用しています。今後はこれらのシステムの更なる充実を図っていく必要があります。

ワンストップサービスについても，基幹情報システムの全体最適化に合わせ，業務プロセスや組織体制の見直し等を考慮しながら，市民からの様々な申請，届出や証明書交付等の手続きを一つの窓口で行う総合窓口の整備等が求められています。

- ② 第2の課題は、市民と市役所間で市政情報を共有し、相互のコミュニケーションを深めながら共に市政を運営するための環境づくりです。

市民に信頼され、市民が積極的に参加できる市政運営を実現するためには、情報公開・情報提供を充実させ市政運営の透明性を向上させることが何よりも重要です。

そのため、ホームページのより一層の充実はもとより、インターネット等の情報媒体を活用して、市民と市で情報交換ができる環境を整備することが必要です。

- ③ 第3の課題は、情報機器や情報システムを活用して、市政運営を更に効率化することです。

東葉高速線開通後の人口増や地方分権の進展等により、本市の行政需要は年々増加していますが、厳しい財政状況の中で第4次総合計画前期基本計画に掲げた施策を着実に推進していくためにも、市政運営の効率化という視点に立って大胆に転換していくことが求められています。

以上3点が、本市の情報化推進に関する主な課題ですが、市民に便利な市役所（電子自治体）づくりと行政事務の簡素化を実現するためには、ツールとしての情報機器を整備する必要があります。そして、同時にすべての職員が情報セキュリティ対策※・個人情報保護の重要性を深く認識し徹底するとともに、情報通信技術を効果的に利活用できる情報リテラシー※を向上させる必要があります。

また、現在の業務プロセスを見直しせずに情報化を進めても十分な効果は期待できないことから、情報化の推進にあたっては、行政事務の簡素化と透明性の向上、市民の利便性とサービスの向上等の観点から、現在の業務処理の方法を徹底的に見直します。

これらの課題解決に向けて、国・県等の動向や情報化技術の進展等を踏まえ、第4次総合計画との整合性を図りながら、情報化の推進に取り組んでいく必要があります。



## 八千代市電子自治体推進本部設置要領

(設置)

第1条 情報通信技術の進展の便益を最大限活用し、市政運営の簡素・効率化と行政サービスの向上を図る電子自治体を構築するため、八千代市電子自治体推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 電子自治体の構築に係わる計画の策定、見直しに関すること。
- (2) 電子自治体の基盤整備及び行政手続のオンライン化等の各種情報化施策の推進に関すること。
- (3) その他情報化施策の推進に係わる重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長を、副本部長は情報化推進担当課の所属する部の部長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の業務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、本部長が会議の議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を設置し、総括幹事及び幹事をもって組織する。

- 2 総括幹事は情報化推進担当課の所属する部の部長の職にある者をもって充て、幹事は別表第2に掲げる職にある者及び総括幹事が指名する者をもって充てる。
- 3 総括幹事は、本部長の指示又は必要に応じて幹事会の会議を招集し、これを主宰する。
- 4 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 推進本部から指示された事項を調査検討し、その結果を推進本部に報告すること。
  - (2) 第2条に規定する推進本部の所掌事務に関して、推進本部に助言、提言すること。
  - (3) 次条に規定する部会から提出された事項を審議、調整し、推進本部に報告すること。

(部会)

第7条 幹事に、推進体制部会、地域情報部会、行政情報部会の3部会を設置し、各部会の部会長及び部会員は、総括幹事が指名する。

2 部会長は、総括幹事の指示又は必要に応じて部会の会議を招集し、これを主宰する。

3 部会は、幹事会から指示された事項及び別表第3に掲げる事項を調査検討し、その結果を随時幹事会に報告する。

(特定組織)

第8条 推進本部は、特定の事務又は施策分野における情報通信システムの構築又は構築を目指し調査検討等を実施する組織(以下「特定組織」という。)を設置することができる。

2 推進本部は、既に存在する又は任意に設置された特定組織のうち指定する特定組織に対して、その活動の状況を報告させるとともに、その活動の内容について指示することができる。

(各部局の協力等)

第9条 市長部局に属する各部、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、消防本部、上下水道局及び会計課においては、推進本部の事務の執行にあたり、必要とする資料の提出及び調査に協力するとともに、推進本部で決定した事項を積極的に推進するものとする。

(庶務)

第10条 推進本部及び幹事会の庶務は、情報化推進担当課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年7月8日から施行する。

(八千代市情報化推進委員会設置要領の廃止)

2 八千代市情報化推進委員会設置要領(平成11年11月15日施行)は、廃止する。

附 則(平成17年4月1日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第3項）

教育長
事業管理者
総務企画部長
財務部長
健康福祉部長
子ども部長
生涯学習部長
安全環境部長
都市整備部長
産業活力部長
会計管理者
消防長
議会事務局長
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長

別表第2（第6条第2項）

総務企画部次長
財務部次長
健康福祉部次長
子ども部次長
生涯学習部次長
安全環境部次長
都市整備部次長
産業活力部次長
教育総務課長
消防本部次長
上下水道局次長

別表第3（第7条第3項）

部会名	所掌事務
推進体制部会	電子自治体の構築に向けた推進体制，環境等の整備に関すること
地域情報部会	市民の利便性の向上と情報交流の促進を図る地域情報化の推進に関すること
行政情報部会	情報の共有と事務の効率化を図る行政情報化の推進に関すること

## 八千代市情報化推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 市は、地域及び行政の情報化を総合的に推進するため、八千代市情報化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見又は提言するものとする。

- (1) 情報化の推進に係わる総合的な計画の策定に関すること。
- (2) 地域の情報化の推進に関すること。
- (3) 行政の情報化の推進に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 八千代商工会議所の代表者
- (2) 八千代青年会議所の代表者
- (3) 八千代市農業協同組合の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 市民
- (6) 関係行政機関の職にある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、情報化推進担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月10日から施行する。

附 則 (平成17年3月30日)

この要綱は、平成17年3月30日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年1月15日)

この要綱は、平成21年1月15日から施行する。

附 則 (平成21年7月9日)

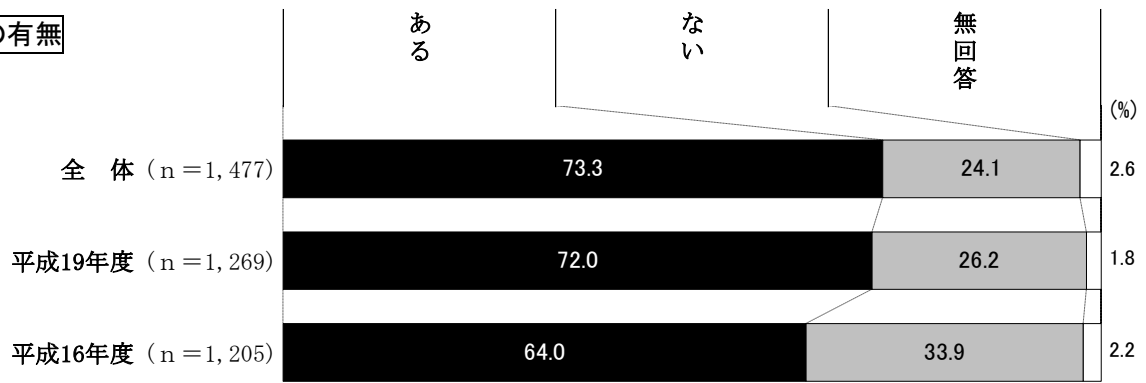
この要綱は、平成21年7月9日から施行する。

# 市民満足度調査結果（抜粋）

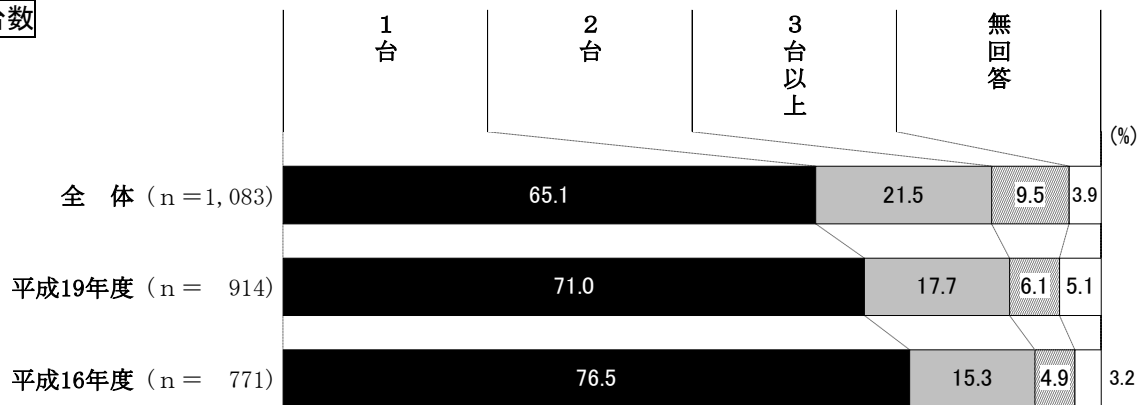
（平成22年6月実施）

あなたの家には、インターネットに接続しているパソコンがありますか。

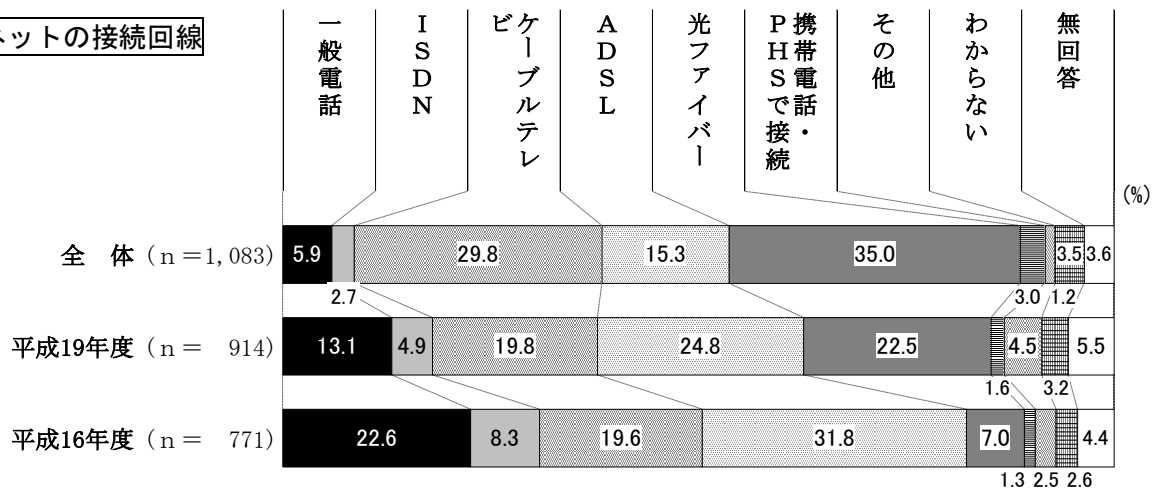
## パソコンの有無



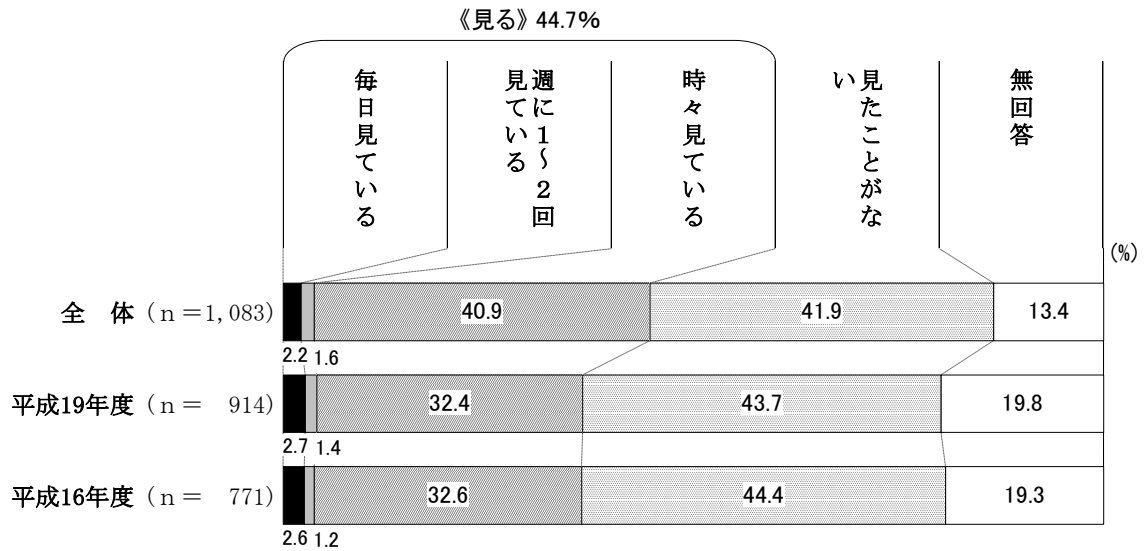
## 所有する台数



## インターネットの接続回線



市のホームページの閲覧状況



インターネットに接続しているパソコンの有無については、「ある」(73.3%)が7割台半ばとなっている。過去の調査結果と比較すると、「ある」は平成19年度(72.0%)から大きな差はみられないが、平成16年度(64.0%)より9ポイント増加している。

所有する台数は、「1台」(65.1%)が6割台半ばとなっている。次いで、「2台」(21.5%)が2割を超えている。

過去の調査結果と比較すると、「1台」は減少傾向にあるのに対し、「2台」と「3台以上」は増加傾向にある。

インターネットの接続回線は、「光ファイバー」(35.0%)が3割台半ばで最も高く、次いで「ケーブルテレビ」(29.8%)、「ADSL」(15.3%)となっている。

過去の調査結果と比較すると、「光ファイバー」と「ケーブルテレビ」が増加傾向にあるのに対し、「ADSL」、「一般電話」、「ISDN」は減少傾向にある。

市のホームページの閲覧状況は、「毎日見ている」(2.2%)と「週に1〜2回見ている」(1.6%)、「時々見ている」(40.9%)をあわせた《見る》(44.7%)は4割台半ばとなっている。

過去の調査結果と比較すると、《見る》は平成19年度(36.5%)より8ポイント高くなっている。

性別では、男女間で大きな差はみられない。

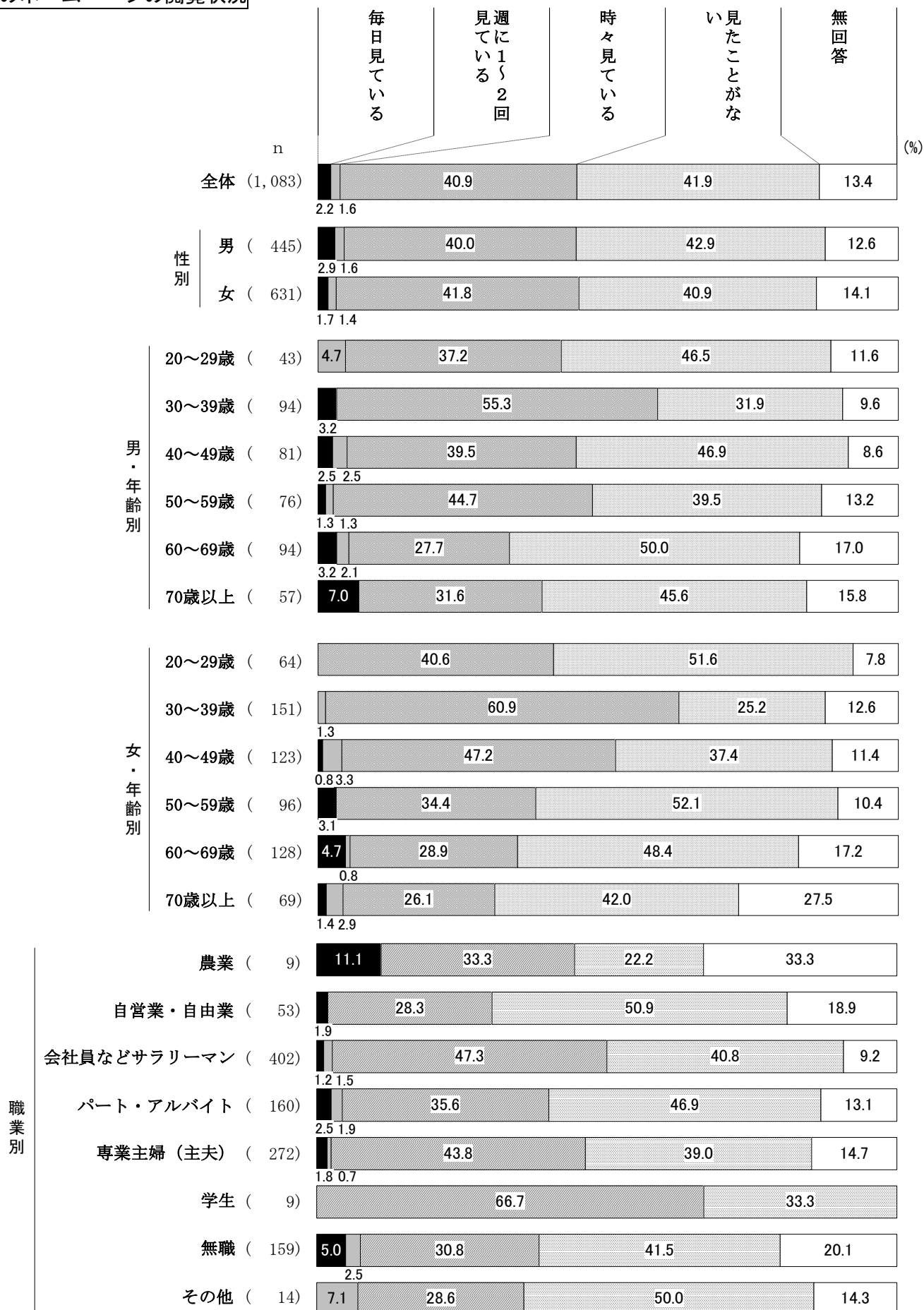
性・年齢別では《見る》は男女とも30歳代で最も高く、女性30歳代(62.2%)で6割を超え、男性30歳代(58.5%)で約6割となっている。

職業別では、《見る》は会社員などサラリーマン(50.0%)で5割と高くなっている。

(※回答者が30人に満たないものには触れていない。)

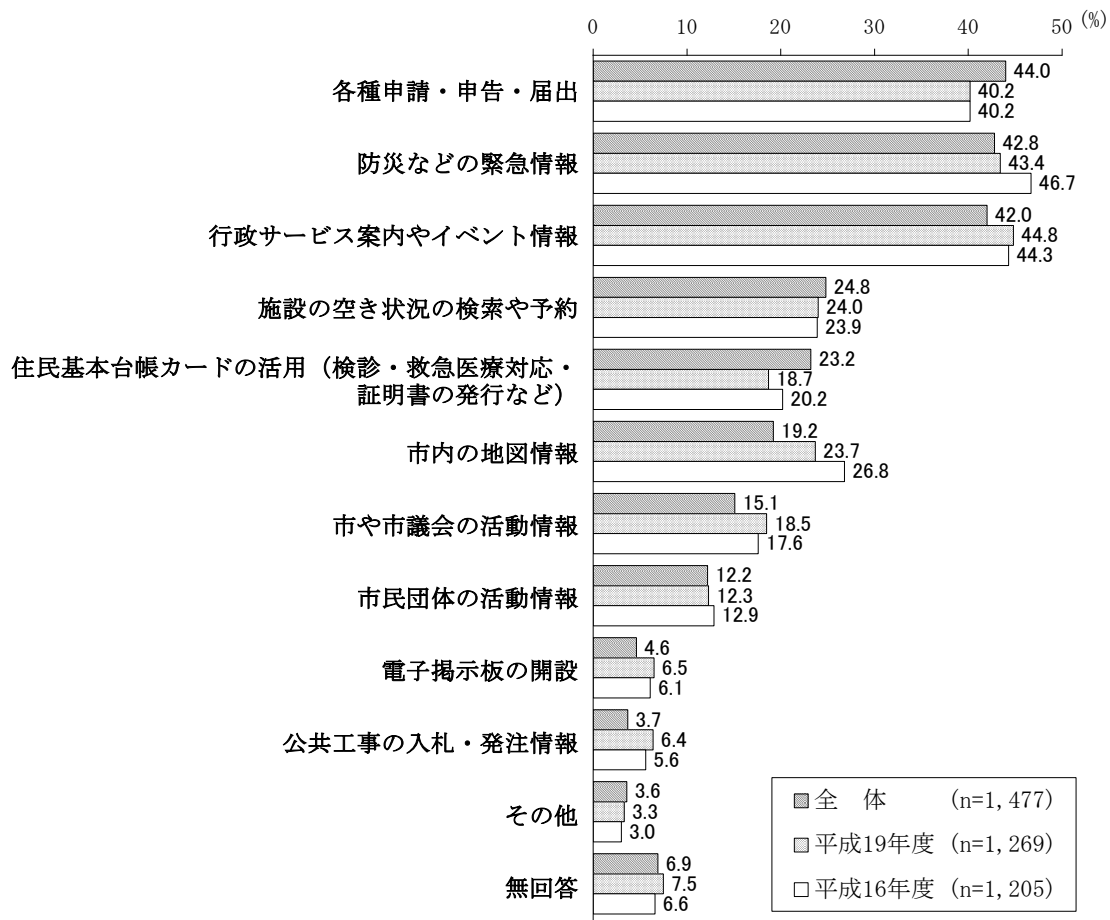
□性別／性・年齢別／職業別

市のホームページの閲覧状況





あなたが望む情報サービスをお聞かせください。(〇は3つまで)



市に望む情報サービスについては、「各種申請・申告・届出」(44.0%)、「防災などの緊急情報」(42.8%)、「行政サービス案内やイベント情報」(42.0%)の3項目が4割を超え高くなっている。

過去の調査結果と比較すると、「各種申請・申告・届出」は増加傾向、「防災などの緊急情報」は減少傾向にある。

#### 【属性別比較】(上位6項目)

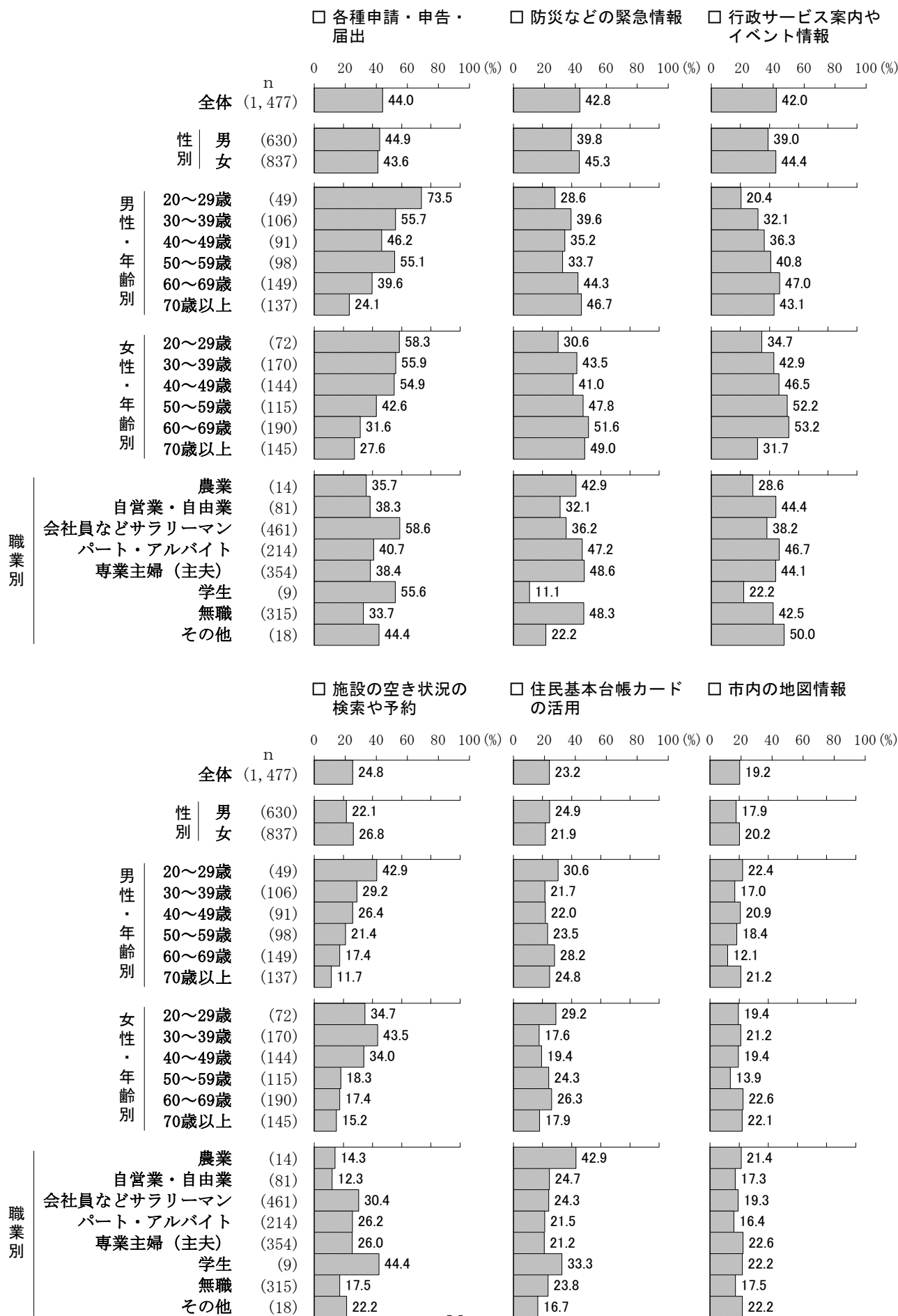
**性別**では、「防災などの緊急情報」、「行政サービス案内やイベント情報」、「施設の空き状況の検索や予約」でいずれも女性が男性より5ポイント程度高くなっている。

**性・年齢別**では、「各種申請・申告・届出」と「施設の空き状況の検索や予約」は男女とも年齢が高くなるほど割合が低くなる傾向にある。また、「行政サービス案内やイベント情報」では男女とも60歳代で最も高くなっている。

**職業別**では、「各種申請・申告・届出」と「施設の空き状況の検索や予約」は会社員などサラリーマンで高い。「防災などの緊急情報」は専業主婦(主夫)(48.6%)、無職(48.3%)、パート・アルバイト(47.2%)で高く、「行政サービス案内やイベント情報」はこれらに加えて自営業・自由業(44.4%)でも高くなっている。

(※回答者が30人に満たないものには触れていない。)

□性別／性・年齢別／職業別（上位6項目）



## 用語解説

あ	<p>I T (Information Technology)</p> <p>I C T (Information and Communication Technology)</p> <p>I T新改革戦略</p>	<p>コンピュータやデータ通信を利用し、情報の収集・加工・発信等に有為な技術をいう。一般的には産業や生活に直接応用可能なものを指して呼ぶことが多い。</p> <p>日本では、「I T (Information Technology)」という用語が一般的に用いられているが、最近では国際的に「I C T (Information and Communication Technology)」が用いられている。</p> <p><b>○「I T」と「I C T」の表記について</b></p> <p>本計画においては、情報技術に加えて、伝達する技術の重要性も考慮し、国・県の計画・組織等で「I T」と表記されているものはそのままの表記としますが、それ以外は「I C T」を用います。</p> <p>政府（I T戦略本部）が「e-J a p a n戦略」と「e-J a p a n戦略Ⅱ」に続き、2006年1月に決定した戦略で、少子高齢社会、経済のグローバル化の進展等、社会の劇的な変化の中、我が国が引き続き持続発展するための新たな社会に対応した基盤の構築に向け、「世界で一番便利で効率的な電子行政」を実現することを目指している。</p>
い	<p>e-J a p a n戦略</p> <p>e-J a p a n戦略Ⅱ</p>	<p>すべての国民が情報通信技術を活用し、その恩恵を最大限に享受できる社会の実現に向けて、2001年1月に決定された政府（I T戦略本部）の基本戦略。市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、5年以内に世界最先端のI T国家となることを目指している。</p> <p>上記の「e-J a p a n戦略」に続き、2003年7月に決定された戦略で、前戦略で整備されたインフラの利活用を促進し、国民がその利便性を実感できる仕組みづくりを目指している。</p>
え	<p>A S P (Application Service Provider)</p>	<p>データセンターで情報システムを一括稼動し、インターネットを通じてその機能を顧客にレンタルする業者。A S Pを利用することで、情報システムの導入コストや管理コストを軽減できる利点がある。</p>
お	<p>オープンシステム</p> <p>オープンガバメント</p>	<p>異なるメーカーのソフトウェアやハードウェアの組み合わせで、同一のネットワークに接続できるコンピュータシステム。</p> <p>インターネットを活用し、積極的な行政情報の公開や行政への住民参加を促進する取り組み。</p>
き	<p>基幹情報システム</p>	<p>住民情報を基本に、住民基本台帳・税務・保険・福祉等の市の主要な業務に係る情報処理を行うシステム。</p>
く	<p>クライアント・サーバ（システム）</p> <p>クラウド・コンピューティング</p> <p>グループウェア</p>	<p>情報資源を集中管理する「サーバ」と呼ばれるコンピュータと、サーバの管理する資源を利用するコンピュータ（クライアントと呼ばれる）が接続されたコンピュータネットワーク。</p> <p>インターネットを経由して、ソフトウェア、ハードウェア、データベース等の各種コンピュータ資源を利用するサービス。</p> <p>庁内L A Nを活用して、電子メール、電子掲示板、及びスケジュール機能等により情報共有やコミュニケーションの効率化を図り、グループによる共同作業を支援するソフトウェアの総称。</p>

## 用語解説

こ	公的個人認証サービス	住民基本台帳に記録されている国民に対して電子証明書を発行する認証基盤で、インターネットを使った申請が申請者本人からであることを電子的に確認するサービス。電子証明書は各自治体の窓口で発行を受けることができ、住民基本台帳カードに格納される。
さ	SaaS【サーズ】 (Software as a Service)	インターネットを経由してソフトウェアの利用サービスを提供する形態であり、必要なソフトウェアを必要な時にサービス料を支払って利用することができる。コンピュータやソフトウェアの導入や管理の負担を軽減できるメリットがある。
	サーバ	データやサービスを提供する側のシステムやコンピュータ。サービスを受ける側のシステムやコンピュータはクライアントと呼ぶ。
し	CATV (Community Antenna Television)	ケーブルテレビ。通信ケーブルを各家庭まで敷設し、多チャンネルや双方向のテレビ放送を行うシステム。
	情報セキュリティ対策	データの人為的な破壊、事故、及び不正利用等を防ぎ、コンピュータシステムの安全を守ること。
	情報セキュリティポリシー	地方公共団体が所有する情報資産の情報セキュリティ対策を、各地方公共団体が総合的・体系的かつ具体的に取りまとめたもの。情報資産をどのような脅威からどのようにして守るのかについての基本的な考え方、並びに情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用を規定する。
	情報リテラシー	コンピュータやネットワークを活用して情報やデータを扱うための能力。
	新電子自治体推進指針	2006年に決定されたIT新改革戦略に基づいて、総務省が2007年3月に策定した電子地方自治体の方向性を示した指針。目標を「2010年度までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現すること」として、実現に向けた取組指針、重点的な取組事項等が示されている。
そ	総合行政ネットワーク (LGWAN) (Local Government WideArea Network)	地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク。閉じたネットワークのためセキュリティが高く、公的個人認証サービス等の基盤となる。
	組織認証基盤	地方公共団体が住民・企業等との間で実施する申請・届出等の手続き、あるいは地方公共団体間の文書のやり取りを電子的に行う場合において、作成する電子文書等の内容が改ざんされていないかを確認する仕組み。
ち	庁内LAN (LAN:Local Area Network)	行政機関の本庁舎や出先機関を光ファイバー等で結び、コンピュータやプリンタ等を接続し、データをやり取りする総合的な情報通信ネットワーク。
と	統合型地理情報システム (GIS)	デジタル化された地図データと位置が持つ属性情報等を組み合わせて解析・表示するシステムを地理情報システム (GIS) という。 統合型地理情報システムとは、地理情報システムを組織で統一的に利用する仕組みのこと。

## 用 語 解 説

の	ノンストップサービス	インターネットを利用することで、24時間いつでも、市民が都合の良いときに利用できる形態で行政サービスを提供すること。24時間停止しない、という意味でノンストップと呼ばれる。電子化によって目指されるべき行政サービスのあり方の一つとして、ワンストップサービスと合わせて挙げられることが多い。
は	パッケージソフト	出来合いのソフトウェア。CD-ROM等のメディアに記録され店頭で販売されている小規模なものから、業務用システム等において、業務に合わせて開発を行う「オーダーメイドソフトウェア」ではなく、これら共通的な部分を汎用化したソフトウェアといった大規模なものもある。
	パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行う際に、原案を公表し、これに対して住民や事業者等から意見を求め、それを考慮して最終的な意思決定を行う制度。
	汎用機（システム）	情報処理を集中的に行う大型汎用コンピュータにより、一括処理・即時処理等、広範囲の処理を行えるように設計されているコンピュータシステム。
ふ	ブロードバンド	光ファイバー、CATV、ADSL等の高速・大容量のデータ通信が可能な回線のこと。
ほ	ポータルサイト	行政情報や各種申請・届出に関する手続き情報等を、住民や企業に対して一元的に提供する電子的な総合窓口。
わ	ワンストップサービス	すべての買い物が1か所でできる「ワンストップ・ショッピング」から派生した概念で、各種の案内・受付・交付等のサービスを、1か所あるいは1回の手続で提供することを意味する。行政サービスにおけるワンストップ化とは、住民票や印鑑証明の交付、年金、福祉関係等、現在、複数個所にまたがって提供されている関連手続きの窓口を、電子化により1か所に集約する、いわば窓口サービスの総合化である。

# 八千代市民憲章

平成10年11月19日制定

光よ、土よ、風よ、水よ、きょうも新しい命をありがとう。

わたしたちは、生ある限り、互いに支え合い、共に生きる社会をつくるため、ここに八千代市民憲章を定めます。

1. やさしい心と明るい声が響き合う、健やかなまちをつくりま
1. 小さな一歩を積み重ね、地球を考えるまちをつくりま
1. よろこびと希望に満ちた、安心して住めるまちをつくりま
1. 自然を愛し、緑と花を育て、文化と潤いのあるまちをつくりま
1. みんなで支え合い、共に生きるまちをつくりま

---

## 八千代市第2次情報化基本計画

平成23年3月

---

発行 八千代市

〒276-8501

千葉県八千代市大和田新田3-1-2番地5

TEL 047(483)1151 (大代表)

編集 総務企画部 情報管理課

---